

朝霞市 パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

朝霞市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、令和5年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始しました。

この制度は、一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係（パートナーシップ）であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度です。また、パートナーシップの届出をした方は、一方又は双方と生計を同じくすることも又は親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます（ファミリーシップ）。

手続きについて

どんな人ができるの？

- 1) 成年に達していること
- 2) 市内に住所を有していること
又は、3か月以内に朝霞市に
転入を予定していること
- 3) 届出者同士が近親者ではない
こと
※パートナーシップ関係に基づ
く養子縁組を除く
- 4) 配偶者（事実上婚姻関係と
同様の事情にある者を含む）
がいないこと
- 5) 届出する相手方以外とパート
ナーシップの関係がないこと



必要書類は？

パートナーシップの届出

- 1) 朝霞市パートナーシップ・ファミ
リーシップ届出書（様式第1号）
- 2) 住民票の写し
（3か月以内に発行されたもの）
- 3) 独身であることを証明する書
類
（3か月以内に発行されたもの）
- 4) 本人確認ができるもの

ファミリーシップの届出

- 1) 届出者との関係がわかるもの
- 2) 届出をする方とその子及び親
と生計を同じくしていることが確
認できるもの

※通称名の記載を希望する方は、
別途、書類が必要です。

届出希望日の予約連絡

届出を希望される日の原則7日前
までに問い合わせ先へ

予約フォーム か 電話 を
お願いします。

確定した届出日に
お二人そろってお越しください。



※制度の詳細や届出方法については、市ホームページでご確認ください。

